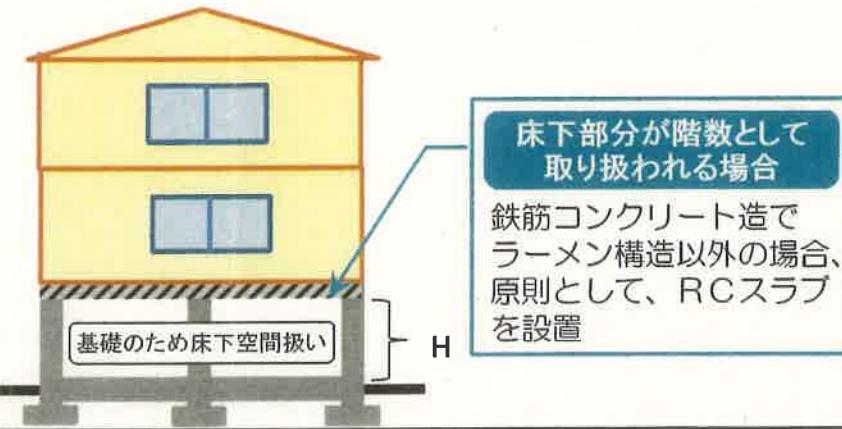


# (参考資料)3階建て高床式住宅の床下部分に関する構造審査について

## [高床式住宅とは]

特別豪雪地帯等における住宅様式で、積雪時における出入り又は居住の採光若しくは換気の確保等のため床下部分を通常より高くした住宅

区分	現在	平成28年4月～
イメージ		
基礎の高さ(H)	県の基準により、地盤面からの基礎の高さ(H)が1.5mを超える場合、建築基準法上の階数に算入	同 左
床下空間の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期間の臨時の利用であること</li> <li>給水設備、ガス設備、収納設備その他の当該部分の利用のための設備を有さないこと（電機設備を除く。）</li> <li>原則として、間仕切壁及び建具を設置しないこと</li> </ul>	同 左
基礎部分の構造審査 〔鉄筋コンクリート造でラーメン構造以外の場合〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、基礎天井部分へのRCスラブを設置</li> <li>ただし、やむを得ない理由でRCスラブを設けないものについては、県等が設計者に詳細なヒアリングを実施 ※ヒアリングの結果、RCスラブを設置しないことに妥当性が確認できない場合は、構造計算適合計算を要するものとして取り扱う。</li> </ul>